

山鹿市条例第 18 号

山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年山鹿市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号中「貼付^{ちょう}」を「貼付」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「いないもの」の次に「であるとき。」を加え、同項第 2 号及び第 3 号中「もの」の次に「であるとき。」を加え、同項第 4 号中「ないもの」の次に「であるとき。」を加え、同項第 5 号中「もの」の次に「であるとき。」を加え、同項第 6 号中「ものの」を「ものである場合の」に改め、「認めるもの」の次に「であるとき。」を加える。

第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 11 条第 1 項中「印鑑登録原票」を「印鑑登録可視台帳」に改める。

第 13 条第 1 項中「印鑑登録原票登録事項変更届」を「印鑑登録可視台帳登録事項変更届」に改め、同条第 2 項中「印鑑登録原票」を「印鑑登録可視台帳」に、「修正」を「修正する」に改める。

第 15 条中「印鑑登録原票」を「印鑑登録可視台帳」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 12 日から施行する。